時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

（本號十面）　（明治廿五年三月一日郵便信書認可）　明治二十六年十月十七日　（定價金二錢五厘）

時事新報

第三千七百八十八號　火曜日
明治廿六年十月十七日（丁亥）
舊曆癸巳九月八日
日出午前五時五十分　入午後五時三分
月出午後零時五十六分　入午後九時十八分
滿潮午前九時十分　干午後九時四十分
（西暦一千八百九十三年）

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し
一號　貳錢五厘〇一箇月　前金五拾錢〇三箇月　前金壹圓四拾五錢〇六箇月　前金貳圓八拾五錢◎一箇年　前金五圓六拾錢〇月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）
●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て期定する事と御承知被下度候

時事新報郵送料
日本國内並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋
一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
一箇月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港
一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行　二　付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるのみと寡からず掲り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も事からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

米を他の供給に仰ぐ地方より差出したる願書に米穀の取引甚だ盛にして一箇月に集散するの穀高何萬石に及べり云々なぞ記載したるものもあるよし彼の鐵道敷設の計畫に發企人の輩が地方の貨物旅客の統計に掛直を爲すと同樣にして多數の出願者中には其地方の繁昌を聲言して萬一を僥倖せんとする者もあるみとならんなれば之を許可するに取調の必要は勿論のみとなれぞも現に出願の中に就て見るに熊本を始めとして其他凡そ七八箇處の地方は必要の場所にして直に許して差支なきのみか是非とも許可せざる可らざるものなるに他の一般の出願と同樣に視て取調の爲めに許可を遲引するは玉石混淆の譏を免れざる可し或は同一の法に據り同一の手續を以て出願に及びたるものなれば許否のなれども熊本其他の如き現に物品の取引も盛に行はれ沙汰も亦同一に取扱はざる可らずとの掛念もあらんか

なれども其出願に對し一々取調べたる後に非されば許否の決定を下すこと能はざるは勿論